# 平成 21 年度予算執行方針

長和町 企画財政課

テーマ

# 「後世へつなく基礎体力づくりの年」

## 予算執行の5つのルール

# 町民から喜ばれる事業完了を目指す。

?予算の範囲内で最大の効果を上げるよう創意工夫する。

#### 予算があるから事業ができる。

?行政事務の大原則を肝に銘じて事業を執り行う。

# 自己の家計に置き換える。

?自分の金だから好きに使えるという意味ではない。

## 不注意による支出をなくす。

?自分の管理部署にかかわらず、職員全員でチェックしあうことでメンテナンス不足による機器の故障等の事故を未然に防ぐ。

## 早期事業完了を目指す。

?予算の配当が行われたら、迅速かつ計画的に、また事業内容(特に設計内容、工事内容、委託内容等)を充分理解、把握しながら執行し、早期完了に努めること。(3月31日期限ということのないように特に配慮すること。)

#### 財政状況

平成 19 年度決算に基づき、当町の財政状況を経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率の財政指標で分析すると、経常収支比率は、86.2%で、18 年度の 86.0%を 0.2%上昇し、年々、財政の硬直度が進行している。

財政力指数は、0.253 で 18 年度の 0.240 を 0.013 ポイント向上したが、19 年度の長野県下の町村の平均が 0.406 であるので、本町の自主的財政力が依然として乏しい結果を示している。

実質公債費比率は、18.5%で、18 年度の 18.5%と変わらず、基準値である 18%を 0.5%超過しているため、引き続き地方債を発行する場合は許可が必要である。

また、町債残高は、平成 19 年度末で一般会計 61 億 6 千万円、特別会計 62 億 5 千万円、町全体で、およそ 124 億円、町民一人当たり約 170 万円 (交付税算入額を加味しない)。

基金の平成 19 年末の現在高は、およそ 28 億 3 千万円で、町民一人当たり 39 万円。

また、20年度から施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (財政健全化法)により、長和町の平成 19年度決算に基づく健全化判断 比率・資金不足比率の算定した結果は、すべて早期健全化比率の基準をク リアしており健全と判断している。

## 平成 21 年度予算

平成21年度予算は、合併後、長門地区・和田地区の融和を目指し実現してきた3年間の経験・実績を踏まえ、子育て支援、福祉及び教育に重点を置き、「後世へつなぐ基礎体力づくりの年」をテーマに、まちづくりの基本理念の実現に向けた予算とした。

また、対話集会及び住民要望(地区要望)の集約と検証を行い、住民の

要望を妥当性、公平性及び緊急性を勘案し、必要であるものを一つ一つ叶えていくことが住民参加型行政の礎となることを胸に刻み予算を執行することが肝要である。

平成 21 年度の予算においても歳入の減収分を財政調整基金及び減債基金からの繰入金で補うもので、前年度に引き続き厳しい財政運営を強いられている。

よって、これまで進めてきている住民主体の取り組みを継承しながら、 未来に向かって必要な行政サービスは何か、また、縮減可能な行政サービ スは何かを十分考慮し、財政状況の改善をはかっていかねばならない。

#### 予算執行における基本事項

予算編成方針に則り予算を執行する。

予算執行に当たっては、ひとりひとりが自分のこととしてしっかり 受け止め、言動には責任を持って事務事業を執行する。

予算執行計画を基に、全職員が一丸となり今まで以上に冗費の節減 に努める。

行政も住民の税金等による経営であり、住民へのサービス業であることを自覚し、常に町民の目線に立ち、合併効果を追求し、住民の期待にピンポイントで応えること。

#### 事務事業の執行

事業の実施にあたっては、目的、内容、方法、効果など事業の意図を町 民へ十分説明をし、理解を得るとともに、よく要望を吟味し、関係部局及 び関係機関と連携を図り万全な態勢で円滑な事業の推進を図る。

事務事業全般について、予算成立後は迅速かつ計画的に、また事業内容 (特に設計内容、工事内容、委託内容等)を充分検証しながら執行し、早 期完了に努める。

#### 留意事項

#### 1 歳入に関する事項

町税、使用料及び手数料の収納に当たっては、年間の目標、月間目標、 週間目標を定めるなどして、それぞれの目標数値をクリアするため最善 を尽くし、未収金の整理と収納額の向上を図ること。

また、事業ごとの補助制度を熟知するとともに、国、県の施策の動向を常に注視しながら、可能な限りの有利な財源の確保に努める。

#### 2 歳出に関する事項

年度途中の補正は、制度の改正を伴うもの及び災害関連経費等、真に やむを得ないものについてのみ行うこととし、一般的な補正は行わない ことを大前提とする。特に場当たり的な補正は厳に慎むこと。

計上された予算についても執行においてなおその節減に努める。

以上



「根の広さほどに葉は広がる」という意味で、根が広く張ればそれだけ 枝や葉も広く茂るということです。言い換えると「根が浅いと大木には育 たない」という意味です。

根が広く張ってこそ、はじめて枝や葉が広がるのです。このことは、何でも「基礎基本」がしっかりしているものほど栄えることを言っています。